

SAKURA DEEPTech SHIBUYAにおけるスタートアップ支援に関する協定書

Inland Japan Innovation Ecosystem（以下「甲」という）と東急不動産株式会社（以下「乙」という）は、乙がグローバルなディープテックスタートアップ支援のために設ける場所「SAKURA DEEPTech SHIBUYA」（以下「本施設」という）に関する、「SAKURA DEEPTech SHIBUYAにおけるスタートアップ支援に関する協定」（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、乙が推進する(1)ディープテック領域、特にサステナビリティ領域におけるスタートアップの成長、(2)日本のスタートアップの海外進出、(3)米国を中心とした海外スタートアップの日本への流入支援を目的としたディープテックスタートアップのイノベーション拠点を整備し、アクセラレータープログラムを実装するプロジェクト（以下「本プロジェクト」という）に、甲が可能な範囲で協力することに関して、甲と乙が取り組むべき事項を定めるため、本協定を締結する

第2条（本取組みの内容）

甲と乙は、本プロジェクトにおいて、次の各号に定める取組み（以下「本取組み」という）について可能な範囲で協力を行う。なお、甲と乙は、相互に合意し、変更内容を書面（電子メールを含む。）で確認することにより、本取組みの内容を変更することができる。

① アクセラレータープログラムへの協力

本プロジェクトのアクセラレータープログラムにおいて、参画するスタートアップに対しては伴走型のカリキュラムを提供し、様々な支援を実装する。その他協力する事業会社に対しては参画スタートアップとの事業支援を行う。また、将来的にはその他アクセラレータープログラムやインキュベーションプログラムも検討する。

② ラーニング・コミュニティへの協力

本プロジェクトにおいて、スタートアップの成長支援のためのグローバルなエコシステム構築を推進する。有識者を招いた勉強会やサロン、ポスドクや学生等との人材マッチング機会の創出、スタートアップと事業会社、ベンチャーキャピタルとのミートアップイベント等を実施する。

第3条（役割分担）

本取組みにおける甲と乙の役割は、主として、次に定めるとおりとする。ただし、当該役割に関わらず、本取組みのために有用な提案等を積極的に行うことは、相互に妨げられない。また、本取組みにおける決定は、協議の上、甲乙の合意により行う。なお、甲の役割については、義務として定めるものではなく、甲の可能な範囲で協力に努めるものとする。

【甲の役割】

- ① 第2条第①号にかかるメンターシップ制度のメンター共有や評価者としての参画や、甲の主幹機関並びにスタートアップ創出共同機関の大学関係者（以下、「大学関係者」という。）等の紹介
- ② 第2条第①号及び第②号にかかるイベントへの登壇やワークショップ講師の実施又は大学関係者の

紹介

③ 大学関係者が関係する大学発スタートアップの紹介

【乙の役割】

① 本取組みを実施するに当たって有効な場所の提供

甲の本施設ワークスペースの無償提供

※ただし、同時にワークスペースを利用できる人数は4名迄とする。

甲の本施設イベントスペース利用の無償提供（年間4回まで）

※ただし、甲はスペースの利用状況により、無償提供回数が削減される可能性があることを、
予め、了承するものとする。

※イベントスペース基本料金、映像・音響セットの無償提供に限る。

② 本取組みにあたって乙が関係する第三者（ベンチャーキャピタル、スタートアップ、事業会社、行政等）の巻き込み推進

③ アクセラレーター採択スタートアップの優先的な共有

④ 本施設が主催するイベントへの参加権利の付与

第4条（費用）

甲と乙は、第3条に定める自己の役割を果たすための費用その他の本取組みのために各自が要する費用は、各自が負担することを相互に確認する。ただし、費用の発生に先立ち甲乙協議の上別途合意した場合はこの限りではない。

第5条（知的財産権等）

1. 本取組みにおいて、甲及び乙が発明、考案、若しくは意匠（以下「発明等」という）又は著作物の創作をなした場合、かかる発明等を受ける権利又は著作権は、甲乙が共同でなしたもの（相手方から開示された情報や提供された資料、資産やデータなどの相手方のリソースを用いて発明等した場合を含むが、これらに限られない）については両者の共有とし、一方が独自になしたものについては、当該当事者に帰属する。
2. 前項に基づき共有とされる権利（登録された権利を含む）の行使（使用、収益、処分、実施権許諾を含む）については、別途甲乙協議のうえ合意により決定することを要し、かかる合意がなされるまでは、甲乙ともに相手方の書面（電子メールを含む。以下同じ）による承諾がある場合、又は本取組みにおける実施以外の目的で、これを行使してはならない。
3. 本取組みにおいて甲乙が共同で得たノウハウ、知見の利用（使用、収益、処分、実施権許諾を含む）についても前二項を準用する。
4. 甲は、乙に対し、乙が行う本プロジェクトの広報活動のために、甲が指定するロゴその他の甲の商標を無償で使用することを許諾する。ただし、当該商標の使用に関し、別途甲の提示するガイドラインや個別の指示がある場合は、乙はこれを遵守するものとする。

第6条（機密保持）

1. 本条において、「機密情報」とは、本協定の内容、及び本協定の交渉、締結及び履行の過程で相手方から開示された技術上、営業上その他業務上の情報（企業ノウハウを含む。）のうち相手方が秘密である旨を明示したものをいう。ただし、以下に定める情報は、機密情報から除外されるものとする。
 - （1） 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの。
 - （2） 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの。
 - （3） 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの。
 - （4） 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - （5） 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発したもの。
 - （6） 甲が本プロジェクトに参加している事実。
2. 甲及び乙は、業務上知る必要のある自己及び本施設の関係者（乙においては、Scrum Ventures LLC及びスクラムスタジオ株式会社並びにデロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社が含まれる。）を除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
ただし、公認会計士・税理士・弁護士等法令上守秘義務を負う者に開示する場合及び司法機関又は行政機関からの法令に基づく開示の命令又は要請があった場合であって、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
3. 前項の規定にかかわらず、機密情報を開示する当事者は、開示の際、相手方に対し、書面による通知により相手方の関係会社の役職員への共有の制限を要請することができ、かかる要請があった場合、要請を受けた当事者は、自己の関係会社の役職員に対し、当該機密情報を開示することができない。
なお、かかる要請を行う当事者は、これによって本取組みに支障をきたす場合があること、これによる結果について相手方に対し何ら権利を主張することができないことについて異議なく承諾する。
4. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、機密情報を、本プロジェクトの遂行の目的以外のために使用してはならない。
5. 本条の規定は、本協定終了後も2年間、引き続き効力を有する。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら、自らの関係会社の役員（名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という）でないこと、並びに、自ら及び自らの関係会社の役員及び従業員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、将来にわたって確約する。
 - （1） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる

関係を有すること。

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前二項の規定に違反した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本協定を解除することができる。
4. 前項の規定により本協定が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
5. 第3項の規定により本協定が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第8条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、本協定締結日から2026年3月31日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、その間の連携・協力内容を相互に確認し、甲乙の合意により更新することができる。

第9条（譲渡制限）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本協定上の地位又は本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、移転し、引き受けさせ、又は継承させ、若しくは担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。ただし、本条の規定は、合併、会社分割、その他法令に基づき行われる組織再編に伴う包括承継を禁じるものではない。

第10条（準拠法及び紛争解決）

本協定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本協定に関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。

（以下、空欄）

以上、本協定の成立を証するため本書1通を作成し、甲乙が各自記名押印の上、乙が原本を保有し、甲

はその写しを保有する。ただし、本書を電磁的处理により締結する場合は、本書を電磁的に作成し、甲乙記名押印に代わる電磁的处理を施し、その電磁的記録を双方保有する。

2025 年 7 月 31 日

(甲) 長野県松本市旭三丁目1番1号

Inland Japan Innovation Ecosystem 総括責任者

国立大学法人信州大学理事(研究、産学官・社会連携担当)

清水 聖幸



(乙) 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

東急不動産株式会社

都市事業ユニット 渋谷事業本部

執行役員 本部長 黒川 泰宏



